

5 大気関係

- 5.1 県が実施した大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設立入検査結果
- 5.2 大気汚染に係る環境基準
- 5.3 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値
- 5.4 大気環境常時測定機器の整備状況
 - 5.4.1 一般環境大気測定局
 - 5.4.2 自動車排出ガス測定局
- 5.5 環境基準等達成状況
 - 5.5.1 一般環境大気測定局
 - 5.5.2 自動車排出ガス測定局
- 5.6 大気中のアスベスト濃度測定結果
 - 5.6.1 地域区分別測定結果（幾何平均値）
 - 5.6.2 地点別測定結果
- 5.7 新車排出ガス規制の経緯（ $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ ）
- 5.8 県ディーゼル条例と自動車 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 法の比較

5.1 県が実施した大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設立入検査結果

年度	立入検査事業所数	立入検査施設数	うち測定施設数	違反・不適合数	行政措置	
					改善命令	改善勧告
2018	418	1,523	40	0	0	0
2019	395	1,350	38	0	0	0
2020	365	1,204	30	0	0	0
2021	366	1,401	32	0	0	0
2022	455	1,501	38	1	0	1
2023	375	1,408	38	0	0	0

5.2 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法（達成条件）
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 0.040ppm 以下で、かつ、1 日平均値が 0.040ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	連続または随時に測定した 1 時間値が 0.060ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.060ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 10.0ppm 以下で、かつ、1 日平均値が 10.0ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 0.100mg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値が 0.100mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続していないこと。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値の年間 98%値が 35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回)を算術平均した年平均値が 3 μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回)を算術平均した年平均値が 130 μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回)を算術平均した年平均値が 200 μg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回)を算術平均した年平均値が 150 μg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

5.3 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下であること。

5.4 大気環境常時測定機器の整備状況（2023年度）

5.4.1 一般環境大気測定局

地域	市町	測定局数	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射	雨量	テレメータ接続局数
野田	野田市	2	1	2	0	2	1	2	1	2	2	0	0	2
東葛	流山市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	柏市	2	2	2	0	2	2	2	1	2	2	0	1	2
	松戸市	3	3	3	0	3	3	1	2	3	1	1	1	3
	市川市	4(3)	3	4(3)	0	3	4(3)	2	1	4(3)	1	1	1	4(3)
葛南	浦安市	1	1(0)	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	船橋市	8	3	8	0	8	8	2	4	8	2	0	0	8
	鎌ヶ谷市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	八千代市	2	0	2	0	2	1	1	1	1	2	0	0	1
	習志野市	3	2	3	0	1	3	1	1	3	2	1	1	1
	千葉市	13	9	13	0	11	13	7	8	13	4	1	0	13
	四街道市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
千葉	佐倉市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	市原市	12	9	12	1	10	12	7	3	12	2	2	8	12
市原	袖ヶ浦市	5	4(2)	5	0	5	5	2	4	5	3	1(0)	4(2)	5
	木更津市	5(4)	2(1)	5(4)	0	4(3)	5(4)	1	1	5(4)	1	0	0	5(4)
	君津市	4	4	4	0	4	4	2	0	4	4	0	4	4
	富津市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
北総	香取市	4	2	2	0	4	4	1	1	4	3	0	0	3
	銚子市	1	1(0)	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
成田	成田市	4	3	4	2	4	3	2	4	4	3	1	0	2
	芝山町	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
印西	印西市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	我孫子市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	白井市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1
	栄町	1	0	1(0)	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1
九十九里	匝瑳市	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	横芝光町	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	八街市	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	東金市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
長生・夷隅	茂原市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	一宮町	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	勝浦市	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
南房総	館山市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	鋸南町	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
年度当初		92	57	85	3	84	87	53	46	91	52	8	20	86
年度末		90	52	82	3	83	85	53	46	89	52	7	18	84

注：（ ）内は年度途中で変更した場合の年度末の状況

5.4.2 自動車排出ガス測定局

地域	市町	測定局数	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射	雨量	テレメータ接続局数
野田	野田市	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1
東葛	流山市	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	柏市	3	0	3	2	0	2	1	1	1	1	0	0	3
	松戸市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
葛南	市川市	3	0	3	3	0	3	2	1	0	0	0	0	3
	浦安市	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1
	船橋市	2	0	2	2	0	2	1	2	2	1	0	0	2
	鎌ヶ谷市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八千代市	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	習志野市	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
	千葉市	5(4)	0	5(4)	3(2)	0	5(4)	2	5(4)	3(2)	1(0)	0	0	5(4)
千葉	佐倉市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
	市原市	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1
市原	袖ヶ浦市	2	1	1	2	0	1	1	0	2	0	0	1	2
	木更津市	2	0	2	1	0	2	1	0	2	0	0	0	2
成田	成田市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
年度当初		27	2	25	20	0	23	15	11	19	4	0	1	24
年度末		26	2	24	19	0	22	15	10	18	3	0	1	23

注：（ ）内は年度途中で変更した場合の年度末の状況

5.5 環境基準等達成状況(2023年度)

5.5.1 一般環境大気測定局

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			光化学オキシダント			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	環境目録値達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	日平均値が0.1mg/m ³ を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m ³)	日平均値の98%値(μg/m ³)	環境基準達成状況
野田	野田市	1	野田桐ヶ作	-	-	-	93	431	×	0.022	○	○	-	-	-	8.6	20.6	○
		2	野田市野田	0.002	無	○	88	431	×	0.027	○	○	0.036	無	○	9.3	22.8	○
東葛	流山市	3	流山平和台	0.001	無	○	71	318	×	0.030	○	○	0.027	無	○	8.6	19.7	○
	柏市	4	柏永楽台	0.002	無	○	68	303	×	0.026	○	○	0.032	無	○	8.3	19.3	○
		5	柏大室	0.002	無	○	81	386	×	0.027	○	○	0.029	無	○	9.3	21.7	○
	松戸市	6	松戸根本	0.001	無	○	24	53	×	0.028	○	○	0.035	無	○	7.8	20.0	○
		7	松戸五香	0.002	無	○	58	249	×	0.028	○	○	0.026	無	○	-	-	-
		8	松戸二ツ木	0.001	無	○	53	236	×	0.029	○	○	0.026	無	○	-	-	-
市川市	市川市	9	市川大野	0.001	無	○	75	367	×	0.030	○	○	0.035	無	○	10.1	22.3	○
		10	市川本八幡	0.002	無	○	68	332	×	0.031	○	○	0.029	無	○	8.4	19.3	○
		11	市川行徳駅前	0.002	無	○	64	286	×	0.032	○	○	0.028	無	○	-	-	-
	浦安市	12	浦安猫実	(-)	(-)	*	26	65	×	0.033	○	○	0.031	無	○	9.9	23.5	○
	船橋市	13	船橋印内	0.002	無	○	61	265	×	0.030	○	○	0.032	無	○	9.1	21.5	○
		14	船橋豊富	0.002	無	○	63	282	×	0.024	○	○	0.028	無	○	-	-	-
		15	船橋丸山	-	-	-	50	205	×	0.026	○	○	0.029	無	○	-	-	-
		16	船橋高根	-	-	-	57	219	×	0.029	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		17	船橋高根台	0.003	無	○	59	272	×	0.028	○	○	0.034	無	○	8.2	20.2	○
		18	船橋前原	-	-	-	60	240	×	0.029	○	○	0.034	無	○	-	-	-
		19	船橋若松	-	-	-	43	139	×	0.033	○	○	0.037	無	○	-	-	-
		20	船橋南本町	-	-	-	50	188	×	0.035	○	○	0.040	無	○	-	-	-
	鎌ヶ谷市	21	鎌ヶ谷軽井沢	-	-	-	62	266	×	0.027	○	○	0.032	無	○	8.5	20.9	○
	八千代市	22	八千代高津	-	-	-	55	228	×	0.025	○	○	0.029	無	○	8.5	21.5	○
		23	八千代米本	-	-	-	54	227	×	0.020	○	○	-	-	-	-	-	-
	習志野市	24	習志野鷺沼	0.003	無	○	64	299	×	0.028	○	○	0.039	無	○	8.0	18.6	○
		25	習志野東習志野	0.001	無	○	-	-	-	0.030	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		26	習志野谷津	-	-	-	-	-	-	0.032	○	○	0.036	無	○	-	-	-
千葉	千葉市	27	花見川小学校	0.003	無	○	63	296	×	0.025	○	○	0.028	無	○	7.9	21.5	○
		28	検見川小学校	-	-	-	64	284	×	0.028	○	○	0.028	無	○	-	-	-
		29	山王小学校	-	-	-	67	270	×	0.029	○	○	0.028	無	○	-	-	-
		30	宮野木	0.004	無	○	71	308	×	0.029	○	○	0.028	無	○	5.2	16.2	○
		31	大宮小学校	-	-	-	50	213	×	0.021	○	○	0.025	無	○	-	-	-
		32	千城台わかば小学校	0.004	無	○	47	185	×	0.019	○	○	0.039	無	○	7.6	21.8	○
		33	泉谷小学校	-	-	-	62	300	×	0.020	○	○	0.025	無	○	-	-	-
		34	寒川小学校	0.006	無	○	47	173	×	0.028	○	○	0.030	無	○	9.5	21.4	○
		35	福正寺	0.006	無	○	-	-	-	0.021	○	○	0.030	無	○	-	-	-
		36	蘇我保育所	0.005	無	○	-	-	-	0.027	○	○	0.033	無	○	7.1	19.3	○
		37	都公園	0.006	無	○	65	268	×	0.026	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		38	土気	0.002	無	○	51	258	×	(0.018)	*	*	0.031	無	○	5.3	16.2	○
		39	真砂公園	0.004	無	○	62	272	×	0.029	○	○	0.032	無	○	9.4	22.1	○
	四街道市	40	四街道鹿渡	-	-	-	60	246	×	0.024	○	○	0.031	無	○	8.8	23.3	○
	佐倉市	41	佐倉江原新田	0.002	無	○	57	237	×	0.016	○	○	0.032	無	○	7.3	18.5	○

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			光化学オキシダント			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	環境目標値達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	日平均値が0.1mg/m ³ を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m ³)	日平均値の98%値(μg/m ³)	環境基準達成状況
市原	市原市	42	市原八幡	0.003	無	○	62	265	×	0.024	○	○	0.027	無	○	8.2	20.8	○
		43	市原五井	0.005	無	○	64	291	×	0.024	○	○	0.033	無	○	8.9	19.3	○
		44	市原姉崎	0.007	無	○	59	270	×	0.021	○	○	0.026	無	○	6.7	16.9	○
		45	市原廿五里	0.003	無	○	55	249	×	0.018	○	○	0.032	無	○	-	-	-
		46	市原潤井戸	-	-	-	52	233	×	0.018	○	○	0.029	無	○	6.0	16.6	○
		47	市原辰巳台	0.003	無	○	-	-	-	0.018	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		48	市原有秋	0.004	無	○	-	-	-	0.018	○	○	0.027	無	○	-	-	-
		49	市原松崎	-	-	-	47	229	×	0.012	○	○	0.028	無	○	-	-	-
		50	市原岩崎西	0.008	無	○	51	183	×	0.026	○	○	0.030	無	○	8.2	19.1	○
		51	市原郡本	0.003	無	○	58	223	×	0.020	○	○	0.028	無	○	6.3	17.3	○
		52	市原平野	-	-	-	38	193	×	0.009	○	○	0.026	無	○	-	-	-
		53	市原奉免	0.002	無	○	44	221	×	0.010	○	○	0.032	無	○	7.0	17.0	○
	袖ヶ浦市	54	袖ヶ浦坂戸市場	-	-	-	65	314	×	0.021	○	○	0.032	無	○	8.0	18.3	○
		55	袖ヶ浦長浦	0.004	無	○	59	269	×	0.020	○	○	0.029	無	○	5.8	14.4	○
		56	袖ヶ浦代宿	0.006	無	○	52	225	×	0.020	○	○	0.029	無	○	-	-	-
		57	袖ヶ浦三ツ作	-	-	-	58	255	×	0.015	○	○	0.029	無	○	-	-	-
		58	袖ヶ浦横田	0.003	無	○	54	250	×	0.014	○	○	0.028	無	○	-	-	-
君津	木更津市	59	木更津中央	-	-	-	65	313	×	0.020	○	○	0.031	無	○	8.0	18.2	○
		60	木更津畔戸	0.004	無	○	-	-	-	0.019	○	○	0.032	無	○	-	-	-
		61	木更津畑沢	-	-	-	26	75	×	0.015	○	○	0.025	無	○	-	-	-
		62	木更津真里谷	-	-	-	43	206	×	0.010	○	○	0.029	無	○	-	-	-
	君津市	63	君津久保	0.002	無	○	62	306	×	0.018	○	○	0.040	無	○	8.2	18.2	○
		64	君津人見	0.005	無	○	53	212	×	0.023	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		65	君津俵田	0.001	無	○	43	218	×	0.011	○	○	0.028	無	○	6.2	16.9	○
		66	君津糠田	0.001	無	○	53	269	×	0.010	○	○	0.027	無	○	-	-	-
	富津市	67	富津下飯野	0.005	無	○	63	262	×	0.020	○	○	0.031	無	○	8.2	18.5	○
北総	香取市	68	香取府馬	-	-	-	32	156	×	-	-	-	0.031	無	○	-	-	-
		69	香取大倉	-	-	-	27	108	×	-	-	-	0.038	無	○	-	-	-
		70	香取新島	0.011	無	○	35	130	×	0.011	○	○	(0.031)	(無)	*	-	-	-
		71	香取羽根川	0.002	無	○	36	165	×	0.011	○	○	0.033	無	○	7.3	19.0	○
	銚子市	72	銚子栄	-	-	-	37	207	×	-	-	-	0.045	無	○	6.8	18.0	○
成田	成田市	73	成田大清水	0.002	無	○	48	191	×	0.014	○	○	0.032	無	○	-	-	-
		74	成田幡谷	0.002	無	○	56	243	×	0.013	○	○	0.034	無	○	-	-	-
		75	成田加良部	0.002	無	○	61	274	×	0.020	○	○	0.028	無	○	8.1	19.4	○
		76	成田奈土	-	-	-	49	192	×	0.012	○	○	-	-	-	7.3	19.4	○
	芝山町	77	芝山山田	-	-	-	42	197	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印西	印西市	78	印西高花	0.002	無	○	65	274	×	0.023	○	○	0.030	無	○	8.5	19.2	○
	我孫子市	79	我孫子湖北台	-	-	-	73	348	×	0.021	○	○	0.031	無	○	8.2	21.5	○
	白井市	80	白井七次台	-	-	-	70	334	×	0.025	○	○	0.032	無	○	8.9	20.4	○
	栄町	81	栄安食台	-	-	-	75	331	×	-	-	-	-	-	-	7.8	18.8	○
九十九里	匝瑳市	82	匝瑳椿	0.001	無	○	35	177	×	0.010	○	○	0.033	無	○	8.0	19.8	○
	横芝光町	83	横芝光横芝	0.001	無	○	35	188	×	0.013	○	○	0.034	無	○	8.0	19.9	○
	八街市	84	八街市八街	-	-	-	27	109	×	-	-	-	0.025	無	○	8.5	22.8	○
	東金市	85	東金堀上	-	-	-	35	171	×	0.015	○	○	0.033	無	○	7.2	19.1	○

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			光化学オキシダント			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	県環境目標値達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	日平均値が0.1mg/m ³ を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m ³)	日平均値の98%値(μg/m ³)	環境基準達成状況
長生・夷隅	茂原市	86	茂原高師	-	-	-	34	173	×	0.012	○	○	0.031	無	○	7.4	18.0	○
	一宮町	87	一宮東浪見	0.001	無	○	55	291	×	0.009	○	○	0.030	無	○	7.1	17.6	○
	勝浦市	88	勝浦植野	-	-	-	51	245	×	-	-	-	0.029	無	○	6.1	15.6	○
南房総	館山市	89	館山亀ヶ原	0.002	無	○	42	214	×	0.007	○	○	0.030	無	○	6.7	16.5	○
	鋸南町	90	鋸南下佐久間	-	-	-	66	307	×	-	-	-	0.033	無	○	7.3	17.5	○

注1: 「-」は未測定。

注2: 環境基準等の達成状況は有効測定局(微小粒子状物質以外の項目については年間の測定時間数が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日(1日の欠測が4時間を超えない日)数が250日以上)を対象に評価。

*は評価対象でないことを表す。

注3: ()内は有効測定局ではない測定局の結果を表します。なお、(-)と記載されているものは全データ欠測を表す。

5.5.2 自動車排出ガス測定局

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			二酸化窒素			一酸化炭素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値 の2%除外 値(ppm)	日平均値 が0.04ppm を2日以上 連続したこと の有無	環境 基準 達成 状況	日平均値 の98%値 (ppm)	環境 基準 達成 状況	県環 境目 標値 達成 状況	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値 が10ppmを 2日以上連 続して超 えたこと の有無	環境 基準 達成 状況	日平均値 の2%除外 値(mg/m ³)	日平均値 が 0.1mg/m3 を2日以上 連続して 超えたこと の有無	環境 基準 達成 状況	年平均値 (μg/m3)	日平均値 の98%値 (μg/m ³)	環境 基準 達成 状況
野田	野田市	1	野田宮崎	-	-	-	0.034	○	○	0.5	無	○	0.035	無	○	9.8	26.0	○
	流山市	2	流山若葉台	-	-	-	0.029	○	○	(―)	(―)	*	0.026	無	○	-	-	-
東葛	柏市	3	柏旭	-	-	-	0.030	○	○	0.5	無	○	-	-	-	-	-	-
		4	柏西原	-	-	-	0.028	○	○	-	-	-	0.026	無	○	-	-	-
		5	柏大津ヶ丘	-	-	-	0.031	○	○	0.5	無	○	0.038	無	○	9.2	20.8	○
	松戸市	6	松戸上本郷	-	-	-	0.032	○	○	0.5	無	○	0.021	無	○	9.3	19.4	○
葛南	市川市	7	市川市市川	-	-	-	0.034	○	○	0.5	無	○	0.026	無	○	-	-	-
		8	市川行徳	-	-	-	0.034	○	○	0.5	無	○	0.030	無	○	7.5	18.0	○
		9	市川稲荷木	-	-	-	0.032	○	○	0.5	無	○	0.031	無	○	9.8	21.5	○
	浦安市	10	浦安美浜	-	-	-	0.036	○	○	-	-	-	0.038	無	○	8.2	18.6	○
	船橋市	11	船橋海神	-	-	-	0.035	○	○	0.5	無	○	0.034	無	○	-	-	-
		12	船橋日の出	-	-	-	0.040	○	○	0.5	無	○	0.042	無	○	8.5	18.8	○
	鎌ヶ谷市	13	鎌ヶ谷初富	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八千代市	14	八千代村上	-	-	-	0.027	○	○	0.5	無	○	-	-	-	8.8	20.4	○
	習志野市	15	習志野秋津	-	-	-	0.035	○	○	-	-	-	0.030	無	○	7.7	18.7	○
千葉	千葉市	16	千草自排	-	-	-	0.032	○	○	0.6	無	○	0.028	無	○	8.1	18.7	○
		17	葭川自排	-	-	-	0.031	○	○	-	-	-	0.029	無	○	-	-	-
		18	宮野木自排	-	-	-	0.030	○	○	-	-	-	0.028	無	○	-	-	-
		19	真砂自排	-	-	-	0.032	○	○	0.6	無	○	0.029	無	○	6.9	18.8	○
	佐倉市	20	佐倉山王	-	-	-	0.027	○	○	0.5	無	○	0.027	無	○	8.4	21.2	○
市原	市原市	21	市原中川田	0.005	無	○	0.025	○	○	0.5	無	○	0.031	無	○	-	-	-
	袖ヶ浦市	22	袖ヶ浦福王台	0.003	無	○	0.023	○	○	0.4	無	○	0.026	無	○	-	-	-
		23	袖ヶ浦大曽根	-	-	-	-	-	-	0.4	無	○	-	-	-	6.9	17.9	○
君津	木更津市	24	木更津請西	-	-	-	0.019	○	○	-	-	-	0.032	無	○	-	-	-
		25	木更津牛袋	-	-	-	0.019	○	○	0.4	無	○	0.030	無	○	8.4	18.9	○
成田	成田市	26	成田花崎	-	-	-	0.025	○	○	0.5	無	○	0.031	無	○	8.1	19.4	○

注1:「-」は未測定。

注2:環境基準等の達成状況は有効測定局(微小粒子状物質以外の項目については年間の測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日(1日の欠測が4時間を超えない日)数が250日以上)を対象に評価。*は評価対象でないことを表す。

注3:(-)内は有効測定局ではない測定局の結果を表す。なお、(-)と記載されているものは全データ欠測を表す。

注4:No.13 鎌ヶ谷初富局は休止中(2017年度から)

5.6 大気中のアスベスト濃度測定結果（2023 年度）

5.6.1 地域区分別測定結果（幾何平均値）（単位：本/L）

地域区分 （注1）	測定 地点数	最小値	最大値	平均値	環境省調査の濃度範囲 （注2）
住宅地域	32	不検出	0.39	0.098	（不検出）～0.62
商工業地域	3	0.070	0.27	0.15	（不検出）～1.8
内陸山間地域	1	0.070	0.081	0.075	0.056～1.8
道路沿線地域	4	不検出	0.21	0.090	（不検出）～0.90
農業地域	1	0.070	0.11	0.088	0.095～1.8
廃棄物処分場等周辺地域	1	0.48	0.48	0.48	0.056～2.4
全域	42	不検出	0.48	-	-

注1:地域区分は、環境省が定めた区分。

注2:環境省が実施した測定結果(2021(令和3)年度～2023年(令和5)年度)を集計したもの。

注3:大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/L以下。

5.6.2 地点別測定結果

（本/リットル）					（本/リットル）				
No	測定地点(施設名)	実施 機関	地域区分	測定日 測定値	No	測定地点(施設名)	実施 機関	地域区分	測定日 測定値
1	野田桐ヶ作局	千葉県	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.39 0.25	23	大洲防災公園	市川市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.081 0.11
2	浦安美浜(車)局	千葉県	道路沿線地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.21 0.070	24	二俣小学校	市川市	商工業地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.21 0.070
3	佐倉山王(車)局	千葉県	道路沿線地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.18 0.079	25	市川大野局	市川市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.12 0.070
4	袖ヶ浦長浦局	千葉県	商工業地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.26 0.27	26	市川行徳(車)局	市川市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.10 0.070
5	君津久保局	千葉県	商工業地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.13 0.099	27	柏永楽台局	柏市	住宅地域	R5.12.19～21 0.056
6	成田加良部局	千葉県	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.26 0.26	28	柏市役所	柏市	住宅地域	R5.12.19～21 0.070
7	香取大倉局	千葉県	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.31 0.29	29	柏旭(車)局	柏市	道路沿線地域	R5.12.19～21 不検出
8	銚子市市民センター	千葉県	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.25 0.099	30	廃棄物処理施設	柏市	廃棄物処分場等周辺地域	R5.12.19～21 0.48
9	茂原高師局	千葉県	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.12 0.12	31	沼南老人福祉センター	柏市	住宅地域	R5.12.19～21 0.095
10	館山亀ヶ原局	千葉県	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.19 0.26	32	沼南体育館	柏市	住宅地域	R5.12.19～21 0.070
11	寒川小学校局	千葉県	住宅地域	R5.6.13～16 R6.1.30～2.1 0.056 不検出	33	柏大室局	柏市	住宅地域	R5.12.19～21 不検出
12	検見川小学校局	千葉県	住宅地域	R5.6.13～16 R6.1.30～2.1 0.056 0.18	34	高田小学校	柏市	住宅地域	R5.12.19～21 不検出
13	宮野木局	千葉県	住宅地域	R5.6.13～16 R6.1.30～2.1 不検出 0.081	35	市原郡本局	市原市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.15 0.081
14	大宮小学校局	千葉県	住宅地域	R5.6.13～16 R6.1.30～2.1 0.070 0.056	36	市原姉崎局	市原市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.070 0.087
15	土気局	千葉県	住宅地域	R5.6.13～16 R6.1.30～2.1 不検出 0.080	37	市原八幡局	市原市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.10 0.087
16	真砂公園局	千葉県	住宅地域	R5.6.13～16 R6.1.30～2.1 0.070 0.081	38	市原奉免局	市原市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.10 0.18
17	船橋高根局	船橋市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.16 0.11	39	市原平野局	市原市	内陸山間地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.081 0.070
18	船橋高根台局	船橋市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.11 0.10	40	当代島公民館	浦安市	住宅地域	R5.7.12～14 R6.2.7～9 0.19 0.056
19	船橋豊富局	船橋市	農業地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.070 0.11	41	日の出公民館	浦安市	住宅地域	R5.7.12～14 R6.2.7～9 0.16 不検出
20	船橋印内局	船橋市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.070 0.087	42	今川記念会館	浦安市	住宅地域	R5.7.12～14 R6.2.7～9 0.12 0.056
21	船橋海神(車)局	船橋市	道路沿線地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.087 0.070					
22	船橋若松局	船橋市	住宅地域	R5.7.19～21 R6.1.30～2.1 0.087 0.056					

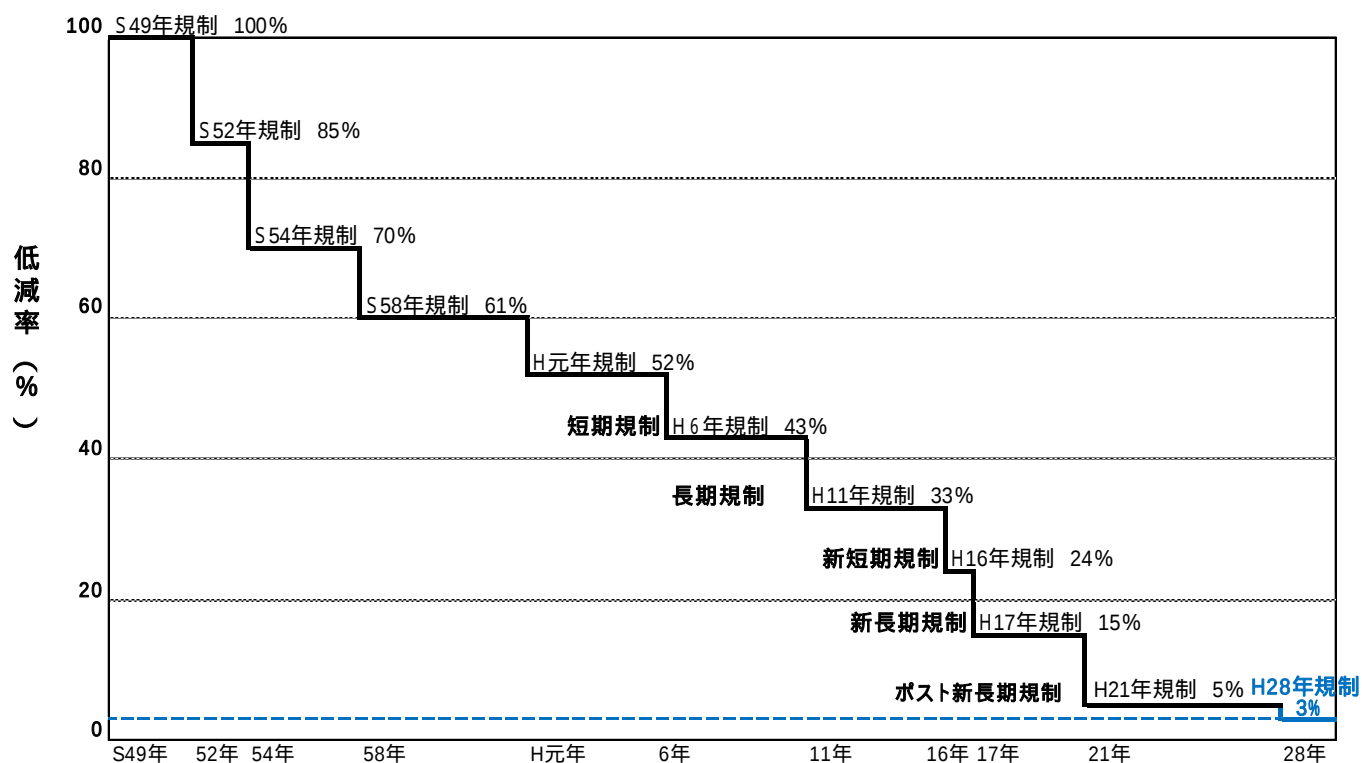
注1 測定地点:「○○局」は一般環境大気測定局、「○○(車)局」は自動車排出ガス測定局を指す。

注2 測定値:各地点で3日間測定して得られた個々の測定値を地点ごとに幾何平均した。

注3 幾何平均値の算出において、検出下限値未満の値は検出下限値の値(0.056本/リットル)を用いた。また、3日間の測定結果が
いずれも検出下限値未満だった場合、測定値は「不検出」とした。

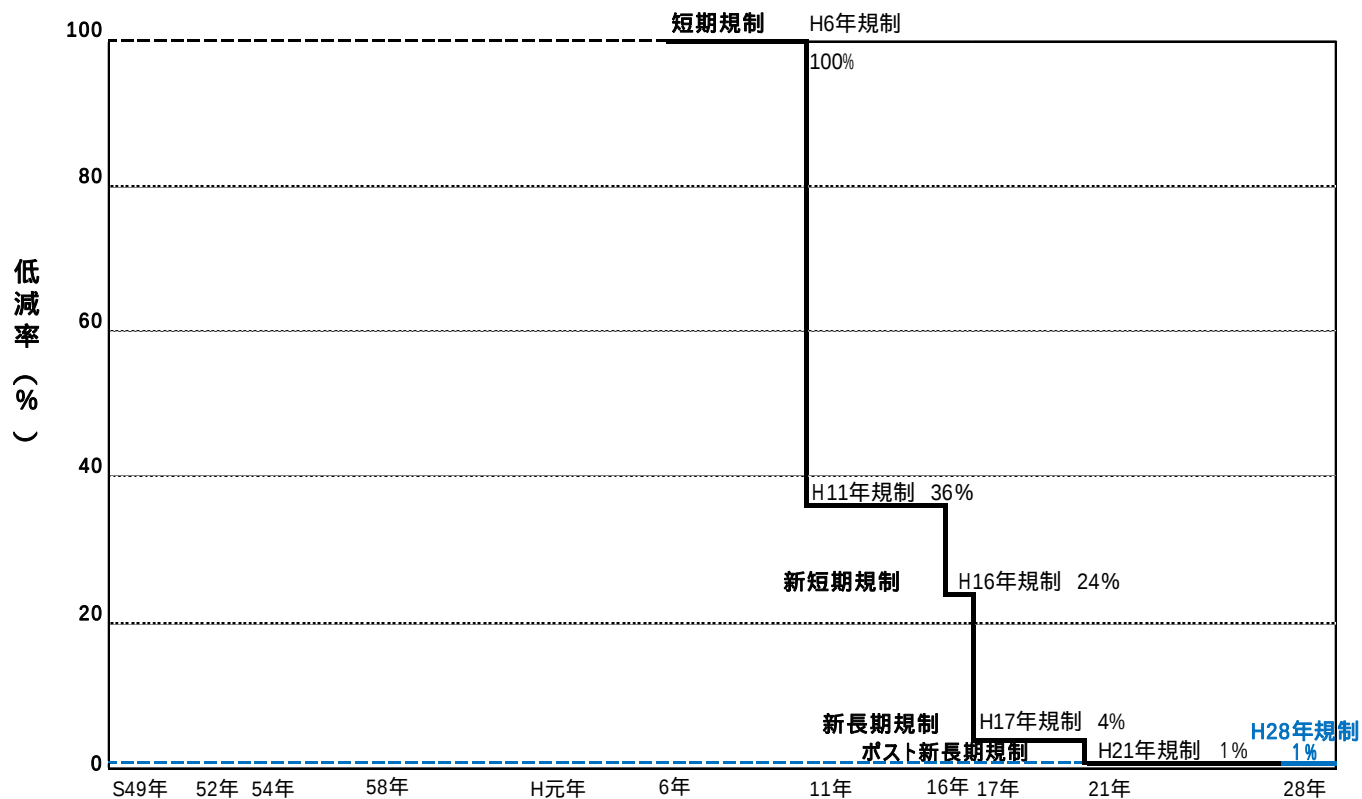
5.7 新車排出ガス規制の経緯（NO_x・PM）

（１）NO_xに係る新車排出ガス規制の経緯



（注）ディーゼル重量車(直接噴射式)の規制強化の推移
 （国交省自動車交通局技術安全部環境課作成資料をもとに作成）

（２）PMに係る新車排出ガス規制の経緯



（注）ディーゼル重量車(直接噴射式)の規制強化の推移
 （国交省自動車交通局技術安全部環境課作成資料をもとに作成）

5.8 県ディーゼル条例と自動車NOx・PM法の比較

	ディーゼル条例【運行規制】			自動車NOx・PM法		
規制対象物質	粒子状物質（PM）			窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）		
規 制 地 域	県全域 （自動車NOx・PM法の16市を含む。）			16市（法対策地域） 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、 柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、 四街道市、白井市		
規 制 内 容	PMの排出基準に適合しないディーゼル自動車の県内の 運行を禁止する。			車種規制の基準に適合しない車両の対策地域内での継続登録が できない。（車検証が交付されない）		
施 行 日	平成15年10月1日			平成14年10月1日 使用過程車は平成15年9月末以降の車検満了時以降に適用		
規 制 基 準	車両総重量	PM	NOx	車両総重量	PM	NOx
	車両総重量に関わ ず	長期規制値	-	3.5t以下	新短期規制値の1/2	S63～H7規制 ガソリン車並
				3.5t超	長期規制値	長期規制値
対 象 車 種	軽油を燃料とするディーゼル自動車に限る。 （1）小型貨物自動車 （2）普通貨物自動車 （3）マイクロバス （4）大型バス （5）特種自動車（貨物、バススペースに限る。） （ディーゼル乗用車は規制対象外）			燃料の種類を問わない。 （1）小型貨物自動車 （2）普通貨物自動車 （3）マイクロバス （4）大型バス （5）特種自動車 （6）乗用車（ディーゼル乗用車に限る）		
猶 予 期 間	全対象車種とも原則として初度登録から7年間 （特例） 1 自動車NOx・PM法の対策地域外のみを運行すると 認められる車両は初度登録から12年間 （1）他法令の許可、市町村の委託等により運行の範囲が 法対象地域外と認められる路線バス等（届出不要） （2）上記のほか届出により認められる車両 2 特種自動車のうち警察自動車、消防自動車など特殊な 構造・用途のためのものは初度登録から15年間又は20年 間			車種ごとに初度登録から 8年から12年間 （1）小型貨物自動車 8年 （2）普通貨物自動車 9年 （3）マイクロバス 10年 （4）大型バス 12年 （5）特種自動車（特例あり） 10年 （6）乗用車（ディーゼル乗用車に限る）9年 （特例） 特種自動車のうち警察自動車、消防自動車など特殊な構造・用 途のためのものは15年間又は20年間		
規制基準 不適合車の取扱	知事が指定する粒子状物質減少装置を装着した場合は、規 制基準に適合したものとみなす。			国土交通省の「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の 性能評価制度」で優秀と評価された装置を装着した場合は、規制 基準に適合していると判定する。		
罰 則 等	（1）基準に適合しない自動車の使用者又は運転者に運行 禁止命令 （2）運行禁止命令の違反者に対して50万円以下の罰金 （3）使用人又は従業員が違反した場合に、法人又は人に 同様の罰金			-		
	ディーゼル条例【燃料規制】					
規 制 内 容	PMを増大させる燃料をディーゼル自動車の燃料として 県内で使用し、また販売することを禁止する。					
施 行 日	平成15年4月1日					
対 象 燃 料	1 重油 2 重油を混和した燃料 3 次に掲げる燃料の性状に係る値のいずれかを満たさな い燃料 （1）90％留出温度 摂氏360度以下 （2）10％残油の残留炭素分 0.1質量％以下 （3）セタン指数 45以上 （4）硫黄分 0.001質量％以下					
罰 則 等	（1）PMを増大させる燃料を使用しているディーゼル自 動車を運行し又は運行させている者に使用禁止命令 （2）PMを増大させる燃料を販売している者に販売禁止 命令 （3）使用禁止命令、販売禁止命令の違反者に対して50万円 以下の罰金 （4）使用人又は従業員が違反した場合に、法人又は人に同 様の罰金					